

第 20 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 4 年 1 月 25 日							
開 催 場 所	行 田 市 役 所 305 会 議 室							
開 議 時 刻	16 時 00 分							
閉議時刻	16 時 52 分							
会 長	大関守宏		会長代理		島田勇・藤間光治			
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要		議席 番号	氏 名	摘 要	
	1	國 島 健 一	出○席 欠席		9	町 田 実	出○席 欠席	
	2	島 田 勇	出○席 欠席		10	藤 間 光 治	出○席 欠席	
	3	大 関 守 宏	出○席 欠席		11	中 村 賢 一	出○席 欠席	
	4	伊 東 普 丈	出○席 欠席		12	新 井 健 一	出○席 欠席	
	5	寺 田 浩 市	出○席 欠席		13	太 田 浩	出○席 欠席	
	6	長 谷 部 明	出○席 欠席					
	7	石 井 幸 壽	出○席 欠席					
	8	宮 崎 薫	出○席 欠席					

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①	瀧田孝市	出○席 欠席	⑪	福田栄	出○席 欠席
	②	西村浩一	出○席 欠席	⑫	門倉浩一	出○席 欠席
	③	福嶋正一	出○席 欠席	⑬	秋山玉江	出○席 欠席
	④	浜山陽子	出○席 欠席	⑭	小川勢津雄	出○席 欠席
	⑤	吉田隆	出席 欠○席	⑮	梶田佳克	出席 欠○席
	⑥	野中實	出○席 欠席	⑯	茂木忠	出○席 欠席
	⑦	赤羽修一	出席 欠○席	⑰	小河原達矢	出○席 欠席
	⑧	永沼勝美	出席 欠○席	⑱	伊藤政一	出○席 欠席
	⑨	蓮豊	出○席 欠席	⑲	山口裕久	出○席 欠席
	⑩	高沢宗春	出○席 欠席	⑳	松崎誠	出○席 欠席
関係者				書記	局長	前島伸行
					次長	広田敦史
					主任	大淵大輔

<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 議長選出</p> <p>4 議事録署名人の選出 5 議事 「議案第1号」 農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局次長 会長</p> <p>議長</p> <p>事務局次長</p>	<p>開会宣告（9：00）</p> <p>あいさつ</p> <p>農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）</p> <p>議事録署名人の選出についてですが、伊東委員、寺田委員のご両名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、3件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、樋上〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、渡柳〇〇〇〇番地 〇〇〇〇〇さんが所有する堤根字〇〇〇〇番、地目：田、297㎡ 外3筆、計2,395㎡について、土地収用、こちらはさきたま古墳公園の拡張によるものですが、その代替地として、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。さきたま古墳公園、奥の山古墳の西南に位置する堤根及び渡柳地内のご覧の農地でございます。</p> <p>次に進行番号2でございますが、羽生市大字下新郷〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇〇〇〇が所有する下須戸字〇〇〇〇〇番、地目：田、1,190㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。羽生市境に近接する国道125号バイパスの南に位置する下須戸地内の農振農用地でございます。</p> <p>次の進行番号3でございますが、荒木〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇〇〇〇が所有する齋条字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、548㎡ 外23筆、計19,197㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の3ページから5ページをご覧ください。3ページが県道熊谷羽生線の北側、武蔵水路の西側に位置する齋条及び荒木地内のご覧の農地でございます。4ページが見沼中学校の西から南にかけての荒木地内のご覧の農地でございます。5ページが秩父鉄道武州荒木駅から東南に位置する荒木地内のご覧の農地でございます。</p>
--	--	--

<p>『議案第2号』 農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>議長</p>	<p>以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>議長</p>	<p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第1号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p>
	<p>議長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第1号は承認することといたします。</p>
	<p>事務局次長</p>	<p>次に、『議案第2号』農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の2ページをお願いします。議案第2号は、2件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、酒巻〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、自己所有の酒巻字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、72㎡について、住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。こちらの案件は追認となっております。</p> <p>申請人は、申請地に隣接する住宅で生活しておりますが、利根川の堤防拡幅事業により住宅の移転が必要となり、敷地を調査したところ、敷地の一部が農地上にある事が判明しました。申請地は、昭和45年の都市計画の区域区分の設定以前から、農地でないことが航空写真により確認でき、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。ページ右側の斜線部分で、県道羽生妻沼線の北に位置する酒巻地内の集落内農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請部分と合わせると、敷地面積は、715.45㎡になる予定でございます。</p> <p>次に進行番号2でございますが、さいたま市浦和区北浦和5丁目〇〇番〇〇 〇〇〇号 〇〇〇さんが、自己所有の荒木字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、495㎡について、住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、さいたま市内の寄宿舍で家族とともに生活しておりますが、定年後は生まれ育った地元で生活</p>

<p>『議案第3号』 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>宮崎委員 議長 議長 議長 事務局次長</p>	<p>したいと考え、住宅の建築を計画したものでございます。申請地は集落に接する農地であることから申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。見沼中学校の東に位置する荒木地内の集落に接する農地でございます。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る1月19日、現地調査をしていただいておりますので、宮崎委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る1月19日、私と町田委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第2号についての説明及び宮崎委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第3号』農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の2ページをお願いします。議案第3号は、5件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、埼玉〇〇〇〇番地〇 〇〇〇さんが、東京都豊島区千川2丁目〇番〇〇号 〇〇〇号 〇〇〇〇さんが所有する野字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、493㎡について、売買により住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、何かと手狭であり、独立した住居を構えたいと土地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。県道行田蓮田線の南に位置する野地内の集落内</p>
---	--	---

農地でございます。

次に進行番号2でございますが、若小玉〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇〇さんが、藤原町2丁目〇〇番地〇 〇〇〇〇〇さんが所有する若小玉字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、262㎡について、使用貸借により住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、妻方の実家で生活しておりますが、独立しようと住宅の建築について親族に相談したところ、義理の祖母から所有地を提供してもよいとの提案があったことから本件申請地での申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。星川の南に位置する若小玉地内の集落に接する農地でございます。なお、本件申請地につきましては、昨年6月に当委員会において農振の除外の審議を頂いた案件でございます。

次に進行番号3でございますが、佐間1丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇〇さんが、佐間1丁目〇番〇号 〇〇〇〇〇さんが所有する持田字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、498㎡について、売買により住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、市内の借家に家族と共に生活しておりますが、何かと手狭になり、以前から計画していた住宅の建築を実行しようと土地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。国道17号バイパスの北に位置する持田地内の集落内農地でございます。

次に進行番号4でございますが、須加〇〇〇〇番地 〇〇〇 代表役員 〇〇〇〇〇さんが、須加〇〇〇〇番地 〇〇〇〇〇さんが所有する須加字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、463㎡ 外1筆、計969㎡について、売買により神社・集会所敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、利根川沿いの所有地を自治会に貸しており、現在、そこには自治会所有の集会所や神社が建っていますが、利根川の堤防拡幅事業により移転が必要となり、移転場所を探したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の11ページをご覧ください。県道羽生妻沼線の北に位置する須加地内の集落内農地でございます。

次に進行番号5でございますが、酒巻〇〇〇〇番地〇 宗教法人 〇〇〇〇 代表役員 〇〇〇〇〇さんが、

報告事項	町田委員	<p>東京都渋谷区神宮前2丁目〇〇番〇〇 〇〇〇号 〇〇〇〇さんが所有する酒巻字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、419㎡について、売買により神社敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、神社を経営しておりますが、利根川の堤防拡幅事業により移転が必要となり、移転場所を探したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。ページ左側の斜線部分で、県道羽生妻沼線の北に位置する酒巻地内の集落内農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請部分と合わせると、敷地面積は、999.60㎡になる予定でございます。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わりますが、去る1月19日、現地調査をしていただいておりますので、町田委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る1月19日、私と宮崎委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
	議長	<p>事務局から議案第3号についての説明及び町田委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
	議長	<p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p>
	議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。</p>
	主任	<p>次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p> <p>議案書3ページをお願いいたします。(1)及び(2)につきましては市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は届出の手続きとなっております。</p> <p>(1)「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、2件の届出があり、転用目的は、長屋建住宅敷地等でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>(2)「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、</p>

<p>6 その他</p>	<p>議長</p>	<p>4件の届出があり、転用目的は、分譲住宅敷地等でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>(3)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。本件は、利用権等により農地の貸し借りを行っていたものを解約した場合に、農業委員会に対し、通知するものでございます。16件の届出があり、合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願いいたします。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>7 閉会</p>	<p>事務局長 主任 農政課主任 事務局長</p>	<p>つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の令和3年度補正予算（タブレット導入）の概要について ・実質化された人・農地プランの更新について <p>以上をもちまして、第20回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>(16:52)</p>

と
認
め
た
事
項
と
そ
の
他
特
に
重
要

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....

署 名 委 員

.....

署 名 委 員

.....